

令和7年6月大竹市議会定例会（第2回）議案の概要

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	報告第2号	継続費繰越しの報告について (大竹市一般会計) (総務部企画財政課)	○継続費に係る歳出予算の翌年度通次繰越額 〔一般会計〕 ・大竹保育所改修等事業 23,467,000円 ・大竹駅東西広場整備事業 235,832,000円 ・晴海臨海公園整備事業 50,000,000円	副市長
2	報告第3号	繰越明許費繰越しの報告について (大竹市一般会計) (総務部企画財政課)	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・生活者支援給付金支給事業 113,632,000円 ・介護・福祉人材確保事業 1,000,000円 ・介護保険緊急支援事業 2,550,800円 ・交通安全施設整備事業（改修設計） 6,500,700円 ・交通安全施設整備事業（改修工事） 2,350,000円 ・橋りょう長寿命化事業（補修工事） 7,500,000円 ・県営事業負担金（道路） 1,500,000円 ・広原川護岸補修事業 4,290,000円 ・一般河川（水路）浚渫事業 30,030,000円 ・県営事業負担金（砂防） 2,100,000円 ・県営事業負担金（港湾） 60,000,000円 ・道の駅基本構想・基本計画等策定事業 5,810,000円 ・亀居城石垣調査補修事業 7,600,000円 ・市営住宅長寿命化事業 54,908,000円 ・避難所の生活環境改善事業 3,938,000円 ・防災行政無線更新事業 5,003,000円 ・玖波地域交流施設整備事業 59,600,000円 ・総合市民会館エレベーター改修事業 32,300,000円	副市長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
3	報告第4号	継続費繰越しの報告について (大竹市下水道事業会計) (上下水道局業務課)	1 要旨 令和6年度大竹市下水道事業会計の継続費について、繰り越したの で、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するも の。 2 内容 《下水道事業会計》 ○建設改良費の継続費翌年度通次繰越額 ・大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務 131,063,000円 ・大竹下水処理場し尿等前処理施設機械電気設備工事業務 286,000,000円 ・大竹下水処理場1、2系掻き寄せ機等機械電気設備更新工事 200,000,000円	上下水道 局 長
4	報告第5号	予算繰越しの報告について (大竹市水道事業会計及び大竹市下水 道事業会計) (上下水道局業務課)	1 要旨 令和6年度大竹市水道事業会計予算及び令和6年度大竹市下水道事 業会計予算について、繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項 の規定により報告するもの。 2 内容 《水道事業会計》 ○建設改良費の翌年度繰越額 ・大竹市水道事業管路施設最適化更新計画策定業務 17,864,000円 ・岩国大竹道路整備事業に伴う送水管移設実施設計業務 5,340,500円 《下水道事業会計》 ○建設改良費の翌年度繰越額 ・小島汚水中継ポンプ場沈砂掻揚機(分流式)改修工事 33,000,000円 ・小島潮遊池雨水排水計画検討業務 4,730,000円 ・大竹下水処理場1、2系躯体改修工事 5,000,000円 ・元町四丁目外下水道管更新工事 25,000,000円 ・小島汚水中継ポンプ場分流棟外壁等改修工事 23,000,000円 ・新町一丁目地内支障管布設替工事 60,000,000円 ・小島汚水中継ポンプ場分流元ゲート部人孔等更生工事 60,000,000円 ・阿多田浄化センター改築設計業務 11,500,000円	上下水道 局 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	報告第6号	大竹市土地開発公社の経営状況について (建設部監理課)	(1) 令和6年度決算 ○事業概要 ・公有地処分事業 処分面積 83.91㎡ 1,491,570円 ・土地造成事業用地処分事業 処分面積 134.3㎡ 13,298,634円 ・その他 地図訂正等業務 748,000円 ○収益的収入及び支出 ・収入 28,820,803円 ・支出 26,113,862円 ・当期純利益 2,706,941円 (2) 令和7年度事業計画 ○事業計画 ・公有地取得事業 取得事業費 16,600,000円 処分事業費 5,390,000円 ・土地造成事業 取得事業費 21,000,000円 処分事業費 14,804,000円	副市長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
6	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (大竹市税条例及び大竹市都市計画税 条例の一部を改正する条例) (市民生活部税務課)	1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正 2 専決処分した理由 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 【第1条関係】大竹市税条例の改正 (1) 軽自動車税関係 ア 第82条関係 令和7年11月から適用される排出ガス規制に対応するため、道路交通法施行規則及び道路運送車両法施行規則において、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車の車両区分を新設する改正が行われたことに伴い、原動機付自転車の種別割に、税率2,000円とする規定を設けるもの。 イ 第89条関係 新設する原動機付自転車の車両区分を減免申請書の記載項目に追加するもの。 ウ 第90条関係 道路交通法の改正により免許情報が記録された個人番号カードの運用開始に伴い、身体障害者等に係る減免申請時の運転免許証の提示や、その確認に関する規定を追加するもの。 (2) 固定資産税関係 ア 附則第8条の2関係 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等の土地及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置が令和7年3月31日で廃止となり、本件に関する地方税法の規定が削除されたことによる引用条項のずれを整理したもの。	市民生活 部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			イ 附則第 8 条の 3 関係 大規模修繕を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該マンションの管理組合の管理者等から必要書類が提出され、一定の要件に該当すると認められるときは、各戸所有者から申告書の提出がなかった場合においても適用できる旨の規定を新設 (3) その他 字句の修正及び規定の新設に伴う項ずれを整理 【第 2 条関係】大竹市都市計画税条例の改正 (4) 附則第 3 項及び附則第 1 5 項関係 (2) ア固定資産税関係の改正と同様に福島復興再生特別措置法で規定する法人が整備した特定公共施設等の土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置が令和 7 年 3 月 3 1 日で廃止となり、本件に関する地方税法の規定が削除されたことによる引用条項のずれを整理したもの。 【共通事項】 (5) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 4 専決処分年月日 令和 7 年 3 月 3 1 日	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて （大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） （市民生活部税務課）	1 専決処分した事件 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正 2 専決処分した理由 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものの。 3 改正の内容 （1） 第2条中の固定資産税の課税免除について設備投資の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長 （2） 施行期日 令和7年4月1日 4 専決処分年月日 令和7年3月31日	市民生活 部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度大竹市一般会計補正予算 (第1号)) (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和7年度大竹市一般会計補正予算 (第1号) 2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 71,210千円 ○予算総額 19,660,650千円 (歳入) ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 71,210千円 (歳出) ・定額減税補足給付事業 71,210千円 4 専決処分年月日 令和7年5月22日	副市長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
9	認 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて （令和7年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）） （総務部企画財政課）	1 専決処分した事件 令和7年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号） 2 専決処分した理由 大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 782,143千円 ○予算総額 1,017,954千円 (歳入) ・土地売払収入 782,143千円 (歳出) ・前年度繰上充用金 782,143千円 4 一時借入金の補正 ○追加額 782,000千円 ○最高額 1,017,000千円 5 専決処分年月日 令和7年5月23日	副市長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
10	認 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度大竹市下水道事業会計補正予算(第1号)) (上下水道局業務課)	1 専決処分した事件 令和7年度大竹市下水道事業会計補正予算(第1号) 2 専決処分した理由 大竹市下水道事業会計において補正を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもの。 3 内容 《予算補正の理由》 大規模下水道管路の特別重点調査を緊急的に実施する必要性が生じたため、当該調査費用及びその財源について予算補正した。 ・対象管路：大竹処理区・白石合流幹線 《資本的収入及び支出の補正》 ○収入 ・補正予算額： 15,000千円 ・予算総額：1,029,369千円 ○支出 ・補正予算額： 15,000千円 【内訳】建設改良費：15,000千円 ・予算総額：1,080,144千円 《企業債の補正》 ○公共下水道事業 ・補正額： 11,835千円 ・限度額：372,105千円 4 処分年月日 令和7年4月10日	上下水道局 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																				
11	議案第 42 号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例の一部改正について (総務部産業振興課)	1 改正の理由 三倉岳県立自然公園休憩所の利用時間及び休日を利用実態に合わせるため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正内容 (1) 次のとおり利用時間を変更するもの。 <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>—</td><td>【夏季 (7 月・8 月)】 午前 9 時から午後 6 時まで</td></tr><tr><td>【冬季 (12 月・1 月・2 月)】 午前 9 時から午後 4 時まで</td><td>【冬季 (1 月・2 月)】 午前 10 時から午後 4 時まで</td></tr><tr><td>【冬季以外の月】 午前 9 時から午後 5 時まで</td><td>【夏季・冬季以外の月】 午前 9 時から午後 5 時まで</td></tr></table> (2) 休日として定められている水曜日が祝日に当たる場合は、直後の平日を休日とするよう規定する。 3 施行期日 公布の日	改正後	改正前	—	【夏季 (7 月・8 月)】 午前 9 時から午後 6 時まで	【冬季 (12 月・1 月・2 月)】 午前 9 時から午後 4 時まで	【冬季 (1 月・2 月)】 午前 10 時から午後 4 時まで	【冬季以外の月】 午前 9 時から午後 5 時まで	【夏季・冬季以外の月】 午前 9 時から午後 5 時まで	総務部長																												
改正後	改正前																																							
—	【夏季 (7 月・8 月)】 午前 9 時から午後 6 時まで																																							
【冬季 (12 月・1 月・2 月)】 午前 9 時から午後 4 時まで	【冬季 (1 月・2 月)】 午前 10 時から午後 4 時まで																																							
【冬季以外の月】 午前 9 時から午後 5 時まで	【夏季・冬季以外の月】 午前 9 時から午後 5 時まで																																							
12	議案第 43 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて、選挙長等に支給する報酬の額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の内容 各区分の報酬の額を次のとおり改定する。 <table><tr><th>区分</th><th>支給種別</th><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>1 回</td><td>12, 200 円</td><td>10, 800 円</td></tr><tr><td>選挙立会人</td><td>1 回</td><td>10, 100 円</td><td>8, 900 円</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1 回</td><td>12, 200 円</td><td>10, 800 円</td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>1 回</td><td>10, 100 円</td><td>8, 900 円</td></tr><tr><td>投票所の投票管理者</td><td>日額</td><td>14, 500 円</td><td>12, 800 円</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額</td><td>12, 800 円</td><td>11, 300 円</td></tr><tr><td>投票所の投票立会人</td><td>日額</td><td>12, 400 円</td><td>10, 900 円</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額</td><td>10, 900 円</td><td>9, 600 円</td></tr></table> 3 施行期日 公布の日	区分	支給種別	改正後	改正前	選挙長	1 回	12, 200 円	10, 800 円	選挙立会人	1 回	10, 100 円	8, 900 円	開票管理者	1 回	12, 200 円	10, 800 円	開票立会人	1 回	10, 100 円	8, 900 円	投票所の投票管理者	日額	14, 500 円	12, 800 円	期日前投票所の投票管理者	日額	12, 800 円	11, 300 円	投票所の投票立会人	日額	12, 400 円	10, 900 円	期日前投票所の投票立会人	日額	10, 900 円	9, 600 円	総務部長
区分	支給種別	改正後	改正前																																					
選挙長	1 回	12, 200 円	10, 800 円																																					
選挙立会人	1 回	10, 100 円	8, 900 円																																					
開票管理者	1 回	12, 200 円	10, 800 円																																					
開票立会人	1 回	10, 100 円	8, 900 円																																					
投票所の投票管理者	日額	14, 500 円	12, 800 円																																					
期日前投票所の投票管理者	日額	12, 800 円	11, 300 円																																					
投票所の投票立会人	日額	12, 400 円	10, 900 円																																					
期日前投票所の投票立会人	日額	10, 900 円	9, 600 円																																					

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
13	議案第 44 号	大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について (上下水道局業務課)	1 改正の理由 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 内容 (1) 法施行令及び法施行規則の一部改正 生活衛生等関係行政の機能強化や布設工事監督者及び水道技術管理者の確保を目的として、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和された。 (2) 改正の主なもの ○布設工事監督者の資格要件 ・履修課程要件等の緩和（履修課程等の要件に「土木工学科等以外の課程」を追加、「一級土木施工管理技士の所持者」を追加等） ・実務経験要件の緩和（実務経験年数の短縮） ○水道技術管理者の資格要件 ・履修課程要件等の緩和（履修課程等の要件に「一級土木施工管理技士の所持者」を追加等） ・実務経験要件の緩和（実務経験年数の短縮） 3 施行期日 公布の日	上下水道局長
14	議案第 45 号	財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車） (建設部監理課)	1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 財産について (1) 財産の表示 小型動力ポンプ付水槽車 1 台 (2) 納入場所 大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目 2 番 1 0 号） (3) 契約方式 一般競争入札 (4) 取得価格 8 5 , 6 9 0 , 0 0 0 円 (5) 相手方 広島県大竹市北栄 5 番 9 号 株式会社三葉ポンプ S F 大竹 (6) 納入期限 令和 8 年 3 月 3 1 日	建設部長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																
15	議案第 46 号	財産の取得について（大竹市立小・中学校学習用端末機器） （教育委員会事務局総務学事課）	1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 財産について （1）財産の表示 大竹市立小・中学校学習用端末機器 （2）数 量 1， 9 3 7 台 （2）納 入 場 所 大竹市内各小・中学校 （3）契 約 方 式 随意契約（プロポーザル方式） （4）取 得 価 格 1 0 6， 5 3 5， 0 0 0 円 （5）相 手 方 東京都千代田区飯田橋二丁目 1 8 番 4 号 株式会社大塚商会 （6）納 入 期 限 令和 8 年 1 月 2 3 日	教育次長																
16	議案第 47 号	市道路線の変更について （建設部土木課）	次のとおり市道路線を変更するため、道路法の規定により、市議会の議決を求めるもの。 1 変更する路線 <table><tr><th>路線 番号</th><th colspan="2">路線名</th><th>起点</th><th>経過地</th><th>終点</th></tr><tr><td rowspan="2">124</td><td rowspan="2">元町木野線</td><td>旧</td><td>元町三丁目 424 番 75 地先</td><td>元町四丁目 424 番 68 地先</td><td>木野一丁目 480 番 4 地先</td></tr><tr><td>新</td><td>元町三丁目 424 番 75 地先</td><td>元町四丁目 424 番 68 地先</td><td>木野一丁目 472 番 2 地先</td></tr></table>	路線 番号	路線名		起点	経過地	終点	124	元町木野線	旧	元町三丁目 424 番 75 地先	元町四丁目 424 番 68 地先	木野一丁目 480 番 4 地先	新	元町三丁目 424 番 75 地先	元町四丁目 424 番 68 地先	木野一丁目 472 番 2 地先	建設部長
路線 番号	路線名		起点	経過地	終点															
124	元町木野線	旧	元町三丁目 424 番 75 地先	元町四丁目 424 番 68 地先	木野一丁目 480 番 4 地先															
		新	元町三丁目 424 番 75 地先	元町四丁目 424 番 68 地先	木野一丁目 472 番 2 地先															

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																	
17	議案第 48 号	令和 7 年度大竹市一般会計補正予算 (第 2 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5, 1 5 6 千円 (詳細は次頁 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 9, 6 6 5, 8 0 6 千円 2 地方債の補正 ○変更 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>総務管理事業</td><td>4 9, 0 0 0 千円</td><td>6 8, 7 0 0 千円</td></tr><tr><td>児童福祉施設整備事業</td><td>3 9 5, 5 0 0 千円</td><td>3 9 5, 7 0 0 千円</td></tr><tr><td>河川整備事業</td><td>7 3, 0 0 0 千円</td><td>7 3, 1 0 0 千円</td></tr><tr><td>社会教育施設整備事業</td><td>2 9 0, 7 0 0 千円</td><td>2 9 2, 8 0 0 千円</td></tr></table>	起債の目的	限度額		補正前	補正後	総務管理事業	4 9, 0 0 0 千円	6 8, 7 0 0 千円	児童福祉施設整備事業	3 9 5, 5 0 0 千円	3 9 5, 7 0 0 千円	河川整備事業	7 3, 0 0 0 千円	7 3, 1 0 0 千円	社会教育施設整備事業	2 9 0, 7 0 0 千円	2 9 2, 8 0 0 千円	副 市 長
起債の目的	限度額																				
	補正前	補正後																			
総務管理事業	4 9, 0 0 0 千円	6 8, 7 0 0 千円																			
児童福祉施設整備事業	3 9 5, 5 0 0 千円	3 9 5, 7 0 0 千円																			
河川整備事業	7 3, 0 0 0 千円	7 3, 1 0 0 千円																			
社会教育施設整備事業	2 9 0, 7 0 0 千円	2 9 2, 8 0 0 千円																			

補正予算の内訳

○歳出			○歳入（歳出に充当する財源）			（単位：千円）
款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	電子計算機管理事業	0	21 市債	デジタル活用推進事業債	19,700	財源充当 補正
	地域活動促進事業	4,800	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金 （一般コミュニティ）	4,800	
	参議院議員選挙事務	184	15 県支出金	参議院議員選挙費県負担金	184	
	広島県知事選挙事務	172	15 県支出金	広島県知事選挙費県負担金	172	
3 民生費	まるっと大竹（松ヶ原こども館運営管理）事業	0	21 市債	松ヶ原こども館照明設備改修事業債	200	財源充当 補正
8 土木費	河川・水路管理事業	0	21 市債	河川水路施設照明設備改修事業債	100	財源充当 補正
10 教育費	社会教育施設等維持管理事業	0	21 市債	社会教育施設照明設備改修事業債	2,100	財源充当 補正
			18 繰入金	財政調整基金繰入金	△22,100	財源調整
合 計		5,156	合 計		5,156	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者						
18	議案第 49 号	令和 7 年度大竹市水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 予算補正の内容 《業務の内容》 将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和 2 年度に策定した経営戦略の改定等を行うもの。 《収益的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額： 8, 3 6 0 千円 【内訳】 営業費用（総係費）： 8, 3 6 0 千円 ・ 予 算 総 額： 6 2 8, 8 0 0 千円 《債務負担行為の補正》 ○追加 <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>経営戦略改定等に要する経費</td><td>令和 8 年度から 令和 9 年度まで</td><td>1 0, 5 0 0 千円</td></tr></table>	事項	期間	限度額	経営戦略改定等に要する経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1 0, 5 0 0 千円	上下水道局 長
事項	期間	限度額								
経営戦略改定等に要する経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1 0, 5 0 0 千円								
19	議案第 50 号	令和 7 年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 予算補正の内容 《業務の内容》 将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和 2 年度に策定した経営戦略の改定等を行うもの。 《収益的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額： 8, 3 6 0 千円 【内訳】 営業費用（総係費）： 8, 3 6 0 千円 ・ 予 算 総 額： 4 9 8, 1 6 5 千円	上下水道局 長						

	議案番号	件名	内容	提案説明者						
20	議案第 51 号	令和 7 年度大竹市下水道事業会計補正 予算（第 2 号） （上下水道局業務課）	1 予算補正の内容 《業務の内容》 将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和 2 年度に策定した 経営戦略の改定等を行うもの。 《収益的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額： 8, 3 6 0 千円 【内訳】営業費用（総係費）：8, 3 6 0 千円 ・予 算 総 額：1, 1 6 0, 5 4 3 千円 《債務負担行為の補正》 ○追加 <table><tr><th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>経営戦略改定等に要す る経費</td><td>令和 8 年度から 令和 9 年度まで</td><td>1 0, 5 0 0 千円</td></tr></table>	事項	期間	限度額	経営戦略改定等に要す る経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1 0, 5 0 0 千円	上下水道 局 長
事項	期間	限度額								
経営戦略改定等に要す る経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1 0, 5 0 0 千円								